

保険医療課からのお知らせ

図 保険医療課保険医療係
 (市役所1階③・④番窓口 ☎82-13197)



**医療費助成受給者証を
更新します**

市では、お子さんや心身に重い障がいのある方、ひとり親家庭の方などに医療費の助成を行っています。

現在お使いの受給者証の有効期限は、7月31日です。新しい受給者証は、前年の所得状況などを確認し、7月中旬に郵送する予定です。

転入した方や単身赴任の方などは、所得を確認するための書類の提出が必要になることがあります。対象の方には文書で個別にお知らせします。

また、助成の対象になる方で受給者証をお持ちでない方は、随時申請を受け付けていますのでご連絡ください。どの助成制度にも所得制限がありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

**医療費助成受給者証が
使えない場合があります**

幼稚園・保育所・学校などでケガをした場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用になります。医療費助成の受給者証は使えませんのでご注意ください。

また、交通事故など第三者の行為によるケガなどで受給者証を使用する場合は、担当にご連絡ください。

医療費助成の内容

制度区分	助成の対象	助成の範囲
子ども	就学前のお子さん	入院・通院
	市・道民税非課税世帯の小・中学生	
	市・道民税課税世帯の小学生	入院のみ (入院時に申請)
重度心身障がい者	身体障害者手帳の交付を受け、障害等級が1級・2級か3級(内部障がいのみ)の方	入院・通院
	重度の知的障がいの方(療育手帳A判定)	
	精神障害者保健福祉手帳1級の方	通院のみ
ひとり親家庭など	18歳に達する年度末までの児童(進学などのため、父か母に扶養されている場合は20歳まで)	入院・通院
	この児童を扶養している父か母	入院のみ

区分	助成後の自己負担
3歳未満	初診時一部負担金のみ ● 医科580円 ● 歯科510円 ● 柔道整復270円(子ども医療費助成は除く)
3歳以上	市・道民税非課税世帯
	市・道民税課税世帯

**国民健康保険被保険者証
などを更新します**

保険証(被保険者証)

市で発行している国民健康保険被保険者証(保険証)には有効期限があり、毎年更新を行っています。今回は「令和4年8月1日から令和5年7月31日」が有効期限の保険証を交付します。

※令和5年7月31日までに75歳になる方は、有効期限が誕生日の前日までになります

※短期被保険者証、被保険者資格証明書に該当する方は、別に更新のご案内をします

旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届いても、7月31日までは現在お持ちの保険証を使いますので、期限までは大切に所持し、8月1日以降にハサミで切るなどして、各自で処分してください。

被保険者の異動の届け出

世帯主や家族の方に異動(転入・転出・ほかの健康保険への加入や離脱など)があったときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

修学者の手続き

大学や専門学校などへ通うために他市町村へ住民票を異動する場合は、手続きが必要です。

在学証明書か学生証と、保険証をお持ちになり、担当窓口にお越しください（卒業・就職時なども手続きが必要です）。

減額認定証・限度証

入院や高額な外来診療を受診するときに医療機関の窓口に表示する減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）や限度証（限度額適用認定証）には有効期限があります。現在発行している認定証の期限は7月31日です。8月以降も認定証が必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。

手続きに必要な書類などは、担当窓口ご確認ください。

後期高齢者医療被保険者証 などを更新します

保険証（被保険者証）

現在お使いの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は7月31日のため、8月以降は使用できません。

7月中に新しい「黄色」の保険証がお手元に届きますので、8月1日からお使いください。

今年度は保険証が2回 送付されます

令和4年10月1日から、「2割負担」が新設されることに伴い、令和4年度については、全被保険者への保険証の一斉交付を2回行います。

1回目（黄色）：7月中に送付
（有効期限が令和4年9月30日のもの）

2回目（オレンジ）：9月中に送付
（有効期限が令和5年7月31日のもの）

減額認定証・限度証

現在お使いの減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）や限度証（限度額適用認定証）の有効期限も7月31日ですので、8月以降は使用できません。

引き続き交付対象になる方には、7月中に新しい「水色」の減額認定証や限度証が保険証に同封されますので、8月1日からお使いください。有効期限は、令和5年7月31日です。新たに減額認定証や限度証が必要な方は、下表の交付条件にあてはまることを確認し、担当窓口で申請してください。



交付条件

減額認定証	区分Ⅱ	世帯全員が市・道民税非課税で、区分Ⅰにあてはまらない方
	区分Ⅰ	世帯全員が市・道民税非課税である方のうち、次のどちらかにあてはまる方 ●世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ●老齢福祉年金を受給している方
限度証	次の区分のうち、現役並みⅠか現役並みⅡにあてはまる方	
	現役並みⅡ	現役並みⅢにあてはまらず、市・道民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
	現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱにあてはまらない3割負担の方と、その方と同一世帯の被保険者の方

※現役並みⅢ：市・道民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方

後期高齢者の医療費の 窓口負担割合が変わります

これまで、かかった医療費の1割か3割を医療機関の窓口でお支払いいただけてきましたが、令和4年10月1日からは、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合が3割の方）を除き、窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合が2割になる方は、急激な自己負担額の増加を抑えるため、令和4年10月1日から3年間、負担軽減を行いますので、詳しくは担当にご確認ください。

※負担割合は、令和3年度の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します

国民健康保険被保険者証・ 後期高齢者医療被保険者証 の交付方法

保険証は7月中旬に簡易書留（受取時に捺印が必要）で郵送します。担当窓口での交付を希望する方は、本人確認ができるものをお持ちください。代理人の受け取りを希望するときは、代理人の本人確認書類とはんごが必要です。

